

公 告

スタートアップ企業調査業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成 30 年 11 月 9 日

公益財団法人長崎県産業振興財団 理事長 田川 伸一

1 業務内容

(1) 業務名

スタートアップ企業調査業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

企業情報調査・分析業務

(4) 業務期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 31 日まで

(5) 上限価格

5,916 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 日本国内に本社（主たる事務所）を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 1116 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から見積執行日までの間において、長崎県知事から指名停止又は指名除外の措置を受けている又は受けることが明らかでない者。
- (4) 参加表明書の提出期限の日以前 6 か月から契約締結日までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がない者。
- (5) 見積執行日までにおいて、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条又は第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画

の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号に規定する者でないこと。
- (7) 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第33条の規定により公表されることが決定された者で、当該決定がなされた日から2年を経過していない者でないこと。
- (8) 申請書の提出期限の日から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱第4条に基づく排除措置を受けていない者でないこと。
- (9) 都道府県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (10) 期日までに公募型プロポーザル参加表明書（様式1）及び関係書類を提出し、参加資格審査を受けて、プロポーザル参加資格を得ること。

3 プロポーザル参加資格確認申請書の提出について

本プロポーザルへの参加を希望する者は、プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出先

〒850-0862 長崎県出島町2-11 出島交流会館6階

公益財団法人長崎県産業振興財団 新事業創出支援グループ

（電話）095-820-3091 （FAX）095-827-5243

(2) 提出期限

平成30年11月16日（金）午後5時【必着】

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留）による。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。

(4) 提出物

スタートアップ企業調査業務公募型プロポーザル実施要領のとおり。

4 プロポーザル参加資格の確認結果の通知

プロポーザル参加資格の確認結果については、平成30年11月20日（火）までに、申請書に記載された連絡先にメールで通知するとともに、書面にて通知する。

確認の結果、プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、本プロポーザルに参加することができる。

5 企画提案書の提出について

4の結果により本プロポーザルに参加しようとする者は、下記の書類を提出すること。

(1) 提出先

3(1)の場所

(2) 提出期限

平成 30 年 11 月 27 日（火）午後 5 時【必着】

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留）による。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。

(4) 提出物

スタートアップ企業調査業務公募型プロポーザル実施要領のとおり。

6 企画提案書の審査

提出された企画提案書及び関係書類について、スタートアップ企業調査業務委託に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定する。

7 契約の締結

審査において、最も高い評価点を得たものと本業務についての契約締結の交渉（見積執行）を行う。この交渉の際、提出された提案書の内容等について、一部変更する場合がある。その提案者との契約が成立しない場合は、次点となった提案者と契約締結の交渉を行う。

8 関係資料の配布期間、場所及び方法

- (1) 公告、プロポーザル実施要項及び提出書類作成要領は、下記に示す財団のホームページに掲載する。

<https://www.joho-nagsaki.or.jp>

- (2) プロポーザル実施要項及び提出書類作成要領は、以下の場所において配布する。

① 場所

3(1)の場所

② 配布期間

平成 30 年 11 月 9 日（金）から平成 30 年 11 月 15 日（木）まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

- (2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 10 以上の金額を、契約と同時に納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 財団を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額 100 分の 10 以上）を締結し、

その証書を提出する場合

イ 平成28年4月1日から平成30年11月9日までの間において、財団、長崎県若しくは他の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他

プロポーザル実施要項による。

10 問い合わせ先

3(1)に同じ。